

暴風警報発令及び解除時の対応について

1 暴風警報が発令された場合

⇒

学校は休校となります。

※ 休校となる判断の要件

休校の判断は学校長が行いますが、次の要件を満たした場合は、学校長が判断したものと見なし、学校は休校となります。

(1) テレビやラジオで、「休校」の報道がされたとき。

(2) 「3時間以内」に暴風域に入ることが予想されるとき。

(テレビやラジオ等のニュースに注意)

2 暴風警報が解除になった場合 (その日の時間割を準備する。)

(1) 午前6時までに解除になった場合 ⇒

・給食実施

平常通り授業を行います。

(給食はあります。)

(2) 午前6時～午前9時までの間に解除になった場合 ⇒

・給食なし

・トレパン登校

解除の時刻から1時間後までに登校、3・4の授業を行い、午前中で下校

(3) 午前9時～12時(正午)までの間に解除になった場合 ⇒

・給食なし

・トレパン登校

家で食事を済ませて、13時30分までに登校、5・6校時の授業を行います

(4) 12時(正午)すぎに解除になった場合 ⇒

引き続き臨時休校です。
登校させないでください

※このお知らせは、目立つところに貼り、台風の時にご利用ください。